

環境通信

ENVIRONMENT

問い合わせ先 環境衛生課(合志庁舎) ☎248-1202

平成25年度
3R促進ポスターコンクール

環境省では、循環型社会の形成を目指すことを目的に3R(リデュース、リユース、リサイクル)を促進するためのポスターを募集します。

●募集区分

- 小学生低学年の部
(1、2年生)
- 小学生中学年の部
(3、4年生)
- 小学生高学年の部
(5、6年生)
- 中学生の部

●応募規格

- ①サイズは四つ切り画用紙(380mm×540mm)または、B3版(364mm×515mm)とします。
- ②作品の画材については問いませんが、手描きとするとして、パソコンなどを使用した作品、立体性のある作品(のりなどを使用し張り付けたもの)は審査対象外とします。

③応募作品について、地球温暖化問題や水の節約など3Rとは異なったテーマでの応募は無効とします。

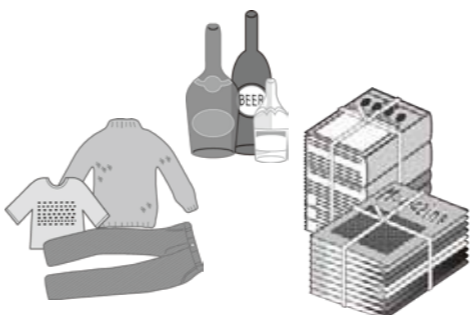
④応募は未発表のオリジナル作品に限ります。

●応募方法

- ①作品(ポスター)の裏面に氏名・年齢・学年・作品コメント(50字以内)・学校名を記入してください。
- ②応募作品は返却しません。

●募集期限

9月4日(水)
環境衛生課まで提出してください。



廃食用油の収集方法が
変わりました

廃食用油の収集について、油を拠点収集所のポリタンクに入れ替えていましたが、手や周辺が汚れるため収集方法を変更しました。
廃食用油をペットボトルなどで持ってきて、そのまま回収ボックスに置く方法になります。



廃油回収の看板が目印です

燃やすごみの量を
お知らせします

家庭から出る燃やすごみの量
(一人1日あたり)



1gは、1円玉 1枚分です
平成24年度4月は508g

※ごみ排出量については、東部清掃工場に収集車で搬入されるごみと直接搬入されるごみの量です。可燃性粗大ごみは含んでいません。

昨年度1年間の燃やすごみの排出量は、一人1日当たり462gで平成23年度と比較して3g増えていました。
燃やすごみを減らすことで、ごみ処理費用の軽減と、地球温暖化防止対策として二酸化炭素の排出量も抑えられます。
温室効果ガス削減の取り組みとして、燃やすごみの排出量を減らしましょう。

人権よもやま話 夏号



人権擁護委員
長尾 隆

退職後の残りの人生は、自分の趣味を中心に、ささやかな社会貢献に携わり、家族や他人に迷惑をかけない生活ができれば良しとしていました。

1年目は計画も順調にスタートしましたが、地域貢献の幅が広がる中で、活動内容も十分に理解しないまま人権擁護委員の推薦を受けることになり1年半になりました。

人権とは「日本国憲法三大要素」の一つだという知識はありましたが、人権擁護委員としていろいろな活動に携わることで、さまざまな身近な人権問題が少しずつ見えるようになってきています。

昨今の世相をみると、自らの権利ばかり主張し、果たすべき義務と相手に対する配慮や思いやりが伴っているのか疑問に感じられる

ことも多々あるように見受けられます。「権利と義務などのバランスが崩れてきている」のではないかと感じています。

よく問題となる差別ですが、価値観の違いからくる差別、無知より発生する差別が多く見られます。価値観の押し付けと無知は、差別を増長させます。まずは相手を理解し、知識を深めることで多くは解決可能であると思います。また、個人が持っている個性や能力を生かす、ここでは差別と区別を混同しないように十分配慮する必要があります。

私たちは、社会のグローバル化と社会構造が複雑化する中で、さまざまな要因による問題に直面しています。法律により、各種の定義・規制を守ることが当然ですが、より円滑で調和のとれた社会生活を送るためには、さらなる配慮と努力が必要ではないかと思えます。

私も、いろいろと体験し学ぶ中で「人の人たるゆえん」とは何であるか、もう一度考え直してみることがあると痛感しています。

合志市事務事業検証会を行ないます

昨年まで試行していました「事業仕分け」を今年は「事務事業検証会」に変えて行ないます。

この検証会は、市が行なっている事務事業の中から32事業を選定し、市民の代表である検証委員の皆さんが、事務事業内容の検証と精査を行なうものです。この作業を通して受益と負担の関係や実施方法などの改善点を明らかにし、今後の方向性の参考とします。

検証会は誰でも傍聴できます。

●とき

- 作業1日目 7月27日(土)
- 作業2日目 8月1日(木)
- 作業3日目 8月3日(土)
- 作業4日目 8月8日(木)

●ところ

市役所 合志庁舎 2階大会議室
西合志庁舎 3階大会議室
※詳しい内容は、作業日の1週間程度前に市のホームページに掲載する予定です。

●問い合わせ先

企画課 政策企画班(合志庁舎)
☎(248)1813

消費生活センターです

還付金詐欺にご注意を

相談事例

市の職員と名乗る人から「高額医療費の還付金があるので、ATMへ行って手続きをしてください」という電話があった。「国保ではなく共済保険だから」と言ったら、社会保険事務所で手続きをするようにと言われ、いきなり電話が切られた。

(当事者 60歳代男性)

アドバイス

県内で同じような手口の電話が後を絶ちません。行政が還付の手続きで口座番号を尋ねることはありませんが、ATMの操作などを求めることはありません。心配なときは、相手の連絡先を確認し、一度切つてから電話をかけ直しましょう。少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターへご相談ください。

問い合わせ先 消費生活センター

(合志庁舎2階 総務課)

☎(248)5442

相談受付時間

平日 午前10時～午後4時